◇**消費者安全法の一部を改正する法律**（法律第七七号）（消費者庁）

1　生命又は身体の被害に係る消費者事故等の調査等

(一)　消費者安全調査委員会

(1)　消費者庁に、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くこととした。（第一五条関係）

(2)　調査委員会は、生命身体事故等（運輸安全委員会設置法に規定する航空事故等、鉄道事故等、船舶事故等を除く。）の事故等原因調査等、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対する勧告・意見具申等に関する事務をつかさどることとした。（第一六条関係）

(二)　事故等原因調査等

(1)　事故等原因調査

調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合、被害の発生又は拡大の防止を図るため当該事故等に係る原因を究明することが必要であると認めるときは、自ら調査を行うこととした。ただし、(2)の他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合は、この限りではないこととした。また、調査を行うため必要な限度において、報告を徴すること等の処分をすることができることとした。（第二三条関係）

(2)　他の行政機関等による調査等の結果の評価等

調査委員会は、事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うこととした。また、評価の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、意見を述べることができることとし、更に調査委員会が調査を行う必要があると認めるときは、自ら調査を行うこととした。（第二四条関係）

(3)　事故等原因調査等の申出

何人も、事故等原因調査等が必要であると思料するときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができることとした。また、被害者等が申出をした場合で、当該申出が、被害者等が死亡し又は負傷・疾病を被った重大事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととしたときはその旨を、行わないこととしたときはその旨及びその理由を、速やかに、当該被害者等に通知しなければならないこととした。（第二八条関係）

(三)　勧告及び意見の陳述

調査委員会は、事故等原因調査等の結果に基づき、内閣総理大臣に対し、被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措置について勧告することができることとした。また、調査委員会は、必要があると認めるときは、被害の発生又は拡大の防止のために講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができることとした。（第三二条及び第三三条関係）

(四)　その他

(1)　調査委員会は、事故等原因調査等の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等原因調査等に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとすることとした。（第三四条関係）

(2)　何人も、処分に応ずる行為をしたこと及び事故等原因調査等の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこととした。（第三七条関係）

2　重大な財産被害に係る措置等

(一)　定義

この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、消費者安全法（平成二一年法律第五〇号）第二条第五項第三号に掲げる事態（取引の分野についての「消費者事故等」のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいうこととした。（第二条第八項関係）

(1)　消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

(2)　(1)に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

関係行政機関の長等への情報提供

内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために相当であると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を提供することができることとした。（第三八条第二項関係）

(三)　多数消費者財産被害事態に係る事業者に対する勧告及び命令

(1)　内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除き、被害の発生又は拡大の防止を図るために必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができることとした。（第四〇条第四項関係）

(2)　内閣総理大臣は、(1)による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第四〇条第五項関係）

3　施行期日等

(一)　この法律は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。ただし、2は、平成二五年四月一日から施行することとした。

(二)　1については、この法律の施行前に発生した生命身体事故等にも適用することとした。

◇**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第七八号）（厚生労働省）

1　高年齢者等職業安定対策基本方針

高年齢者等職業安定対策基本方針に定めるべき高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項について、当該高年齢者を六五歳未満に限定していることを削除することとした。（第六条第二項関係）

2　高年齢者雇用確保措置

(一)　事業主は、事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、継続雇用制度を導入したものとみなすものとしている規定を削除することとした。（第九条第二項関係）

(二)　継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主（当該事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主）との間で、当該事業主の雇用する高年齢者であってその定年後に雇用されることを希望するものをその定年後に当該特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結する場合が含まれるものとすることとした。（第九条第二項関係）

(三)　厚生労働大臣は、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。）に関する指針を定めることとした。（第九条第三項関係）

3　公表等

厚生労働大臣は、事業主に対し高年齢者雇用確保措置に関する勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第一〇条第三項関係）

4　この法律は、一部の規定を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。
